

土居分団合同詰所新築工事(電気設備工事) 最低制限価格の算定方法について

本工事における最低制限価格については、次により取り扱うこととしますのでご留意ください。

▼最低制限価格の算定方法について

設計書「工種・名称」の欄中

- ① (直接工事費合計×0.9×0.97) で得た額を算定対象額とします。
- ② (共通仮設費×0.9) で得た額を算定対象額とします。
- ③ { (現場管理費+直接工事費合計×0.1) ×0.9 } で得た額を算定対象額とします。
- ④ (一般管理費等×0.68) で得た額を算定対象額とします。

※この工事の「最低制限価格」は、上記①～④に掲げる額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とします。

ただし、上記①～④に掲げる額の合計額に工事価格（設計額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額）で除して得た割合が100分の75に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た価格（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を「最低制限価格」とします。

※入札価格が「最低制限価格」から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額を下回る場合は失格になります。